

6月9日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 13名

1 番議員	中 嶋 登 君	8 番議員	玉 川 清 史 君
2 〃	大日向 進 也 君	9 〃	山 城 峻 一 君
3 〃	塚 田 舞 君	10 〃	祢 津 明 子 君
4 〃	水 出 康 成 君	11 〃	朝 倉 国 勝 君
5 〃	宮 入 健 誠 君	12 〃	滝 沢 幸 映 君
6 〃	中 村 忠 靖 君	13 〃	大 森 茂 彦 君
7 〃	星 哲 夫 君		

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	竹 内 祐 一 君
企 画 政 策 課 長	長 崎 麻 子 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	高 橋 卓 也 君
教 育 文 化 課 長	細 田 美 香 君
収 納 対 策 推 進 幹	川 島 徳 夫 君
ウェルビーイング推進室長	宮 嶋 和 博 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	坂 本 幸 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 調 整 係 長	
保 健 セ ン タ ー 所 長	依 田 文 子 君
子 ど も 支 援 室 長	橋 本 直 紀 君

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	井 上 敬 子 君

5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|---------------------|------------|
| (1) 小中学校の英語教育についてほか | 中 村 忠 靖 議員 |
| (2) 学校給食についてほか | 水 出 康 成 議員 |
| (3) 熱中症への対応についてほか | 宮 入 健 誠 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（中嶋君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（中嶋君） 最初に、6番 中村忠靖議員の質問を許します。

6番（中村君） おはようございます。ただいま議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い、私の一般質問を行います。

初めに、山村町長の招集挨拶にもありましたが、先月18日に、坂城町の名誉町民でもあるセブン&アイのCEO、名誉顧問であった鈴木敏文氏が亡くなりました。ご生前のご功績に敬意を表しますとともに、心よりご冥福をお祈りいたします。

また、昨日は、フィリピン南部ミンダナオ島沖でマグニチュード7.8の地震が発生し、少なくとも32人が死亡したとの報道もありました。お見舞い申し上げますとともに、一刻も早い復旧・復興が望まれます。

今回の一般質問では、1点目に小中学校の英語教育について、2点目に大規模地震災害について、順次行います。

1、小中学校の英語教育について。

先月18日に、社会文教常任委員会の町内視察研修において、塚田教育長、細田教育文化課長に同行していただき、南条小学校ではタブレットを使用した授業と英語教育について座学研修を行い、その後、授業の参観もさせていただきました。

また、21日には、細田教育文化課長に同行していただき、坂城中学校の2時限目のALT（外国人指導教師）による英語教育では、今週当町を訪れ交流する予定のアメリカ・カリフォルニア州のプレジディオ中学に関連した授業についてと、3時限目のICTを活用した国語の授業も参観させていただきました。いずれも個人所有のタブレットを用いての授業であり、電子黒板なども活用し、5人から6人のグループに分かれての授業を拝見し、私どもの過ごしたときの授

業風景とは一変した時代の流れと授業内容、進歩の違いに大変な驚きを感じたのは私だけではないと思います。

近年、グローバル化の進展やICT環境の整備により、英語によるコミュニケーション能力の重要性はますます高まっています。学習指導要領においても、聞く・話す力の強化が求められており、現状の学校現場では一斉授業が中心であり、児童生徒一人一人が英語を話す機会は必ずしも十分とは言えません。英語は、国際的なコミュニケーションの主要言語であり、グローバル化が急速に進展する現代において、世界的な人々とつながるための重要なツールです。英語を習得することは、将来のキャリアの選択肢を広げるだけでなく、異文化理解やコミュニケーション能力の向上にもつながります。このような観点から、坂城町でも英語教育の一層の充実が必要と考えます。

また、親の経済力と子どもの英語力との間には相関関係があり、塾や留学、英会話教室などに通える子どもと通えない子どもの間には学習機会の格差が存在し、それが将来的な収入格差へとつながる懸念が指摘されています。

教育基本法第4条が掲げる教育の機会均等を実現し、SDGsの目標「4、質の高い教育をみんなに」を推進するためにも、全ての子どもがひとしく英語力を育むことができる環境整備が重要と考えます。特に学校での授業時間内に実際に英語を話す時間は限られており、英語に対して苦手意識を持つ生徒ほど、発話の機会が少なくなる傾向があります。このことは、学力差の拡大や英語嫌いの固定化につながることも懸念されます。

こうした中、全国の自治体では、オンラインによるマンツーマン英会話を学校教育に導入する動きが広がっております。このオンラインマンツーマン英会話は、インターネットを介して外国人講師と一対一で英会話を行うもので、生徒はイヤホンを使用し、自分のペースで発話量を確保しながら学習することができ、また、自宅からでも受講でき、オフラインの英会話教室と比べて低コストで利用できる点も特徴です。

繰り返しになりますが、児童生徒一人一人が外国人講師と直接会話することで、発話量の増加、英語への自信向上、学習意欲の改善などの効果が報告されております。また、GIGAスクール構想により整備された1人1台端末を活用できる点でも、実施しやすい環境が整っています。こうした動きは、長野県内においても、公立の学校ではありませんが、2019年に東京都市大学塩尻高等学校で導入され、それ以降、ほかの私立中学校・高等学校でも活用されてきております。

その中で、感想を幾つか挙げますと、1つ目に、英会話に対する自信では、レッスン5回で自信を持って会話ができたと感じる層が大幅に増加し、分からない単語を自ら聞くなど、積極性・主体性が高まったとの意見。2つ目に、英会話に対する達成感では、理由・考えとともに意見を伝えられたと感じる層が増え、会話が前よりもスムーズになったなど、やり取りに手応えを感じた。そして、3つ目の英会話に対する意欲では、これからも英会話でのコミュニケーションを取

りたいと思った生徒は6割、少し思ったを含めると9割を超え、レッスン後に多くの生徒が英会話への意欲を持つことができたなどなどの感想が寄せられています。

そこで、ICT活用による学校向けオンラインマンツーマン英会話について、以下の4点伺います。

1、本町における英語教育の現状の中で、児童・生徒が授業中、英語を実際に話す時間や機会についてどのように認識しているか。

2、ALT（外国語指導講師）も参加し、英語教育を行っているが、授業時間及び状況と外国語指導講師の人数は。

3、英語に対する苦手意識を持つ児童・生徒について、現在、個別に発話機会を確保する取組はどのように行われているか。

そして、4、オンラインによるマンツーマン英会話は、短時間でも個別に会話ができることが特徴であり、教育効果が期待される。本町においても、試行的導入やモデル校での実施を検討する考えは。

以上について、それぞれ答弁を求めます。

教育長（塚田君） それでは、答弁いたします。

1、小中学校の英語教育についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、児童生徒が授業中、英語を実際に話す時間や機会についてのご質問であります。国の学習指導要領における英語教育におきましては、小学校から高校まで一貫して、読むこと、書くこと、聞くこと、話すことの4つの技能をバランスよく育成することを目標としております。このうち、小学生段階では、文字と音の関連づけを意識しながら、まずは英語によるコミュニケーションに慣れ親しむことを重視し、中学生段階におきましては、単なる定型文の暗唱にとどまることなく、英語で自分の考えや気持ちを発表したり、お互いに伝え合ったりする力を養い、高等学校卒業までには外国語で多様なコミュニケーションができるようになることを目指すこととされております。

また、文部科学省が毎年実施している英語教育実施状況調査においても、授業内での積極的な言語活動やパフォーマンステストを通じた発話機会の確保が重視されており、実際の英語によるコミュニケーションの時間をいかに生み出すかが全国的な方針としても重要な柱となっていると認識しております。

町におきましても、これからますますグローバル化が進展し、世界がより身近になる子どもたちにとって、英語によるコミュニケーション能力を育むことは極めて大切なことであるとの考えから、英語を実際に話す時間や機会を提供できるように努めております。

具体的な独自の取組といたしましては、中学生のアメリカ海外派遣事業や高校生のタイ国研修事業を継続して実施しております。多感な世代である中学生・高校生に日本以外の国の空気や匂

いにじかに触れ、現地の同年齢の子どもたちと交流することで、世界の広さやコミュニケーションにおける言葉の大切さなどを感じ、自分の将来を考える一助としていただけるように取り組んでおります。

さらに、今年度におきましては、これまでの中学生海外派遣事業によって培われた貴重なご縁を活用いたしまして、先週の6日から本日まで、アメリカの中学生が当町を訪れており、町内においてホームステイをしながら、昨日は坂城中学校を、本日は3小学校を訪問する小中学校交流事業を新たに実施しております。

続いて、A L T（外国語指導講師）の授業時間及び状況についてであります。町内小中学校におけるA L Tが参加する英語の授業時間及び実施状況につきましては、文部科学省の標準授業時数を踏まえつつ、それぞれの学年の発達段階に応じたカリキュラムを編成し、小学校1、2年生においては町独自に対応しております。

学年ごとの時間数については、小学校1年生及び2年生は週2回、1回あたり20分間の短い時間で集中して行うモジュール学習を取り入れ、年間35時間を独自に確保しており、3年生及び4年生におきましては週1回、45分間の外国語活動として年間35時間、教科化されます高学年の5年生、6年生におきましては、1回あたり45分間の授業を週2回行う体制としております。さらに、中学生におきましては週1回、50分間のA L Tが参加する授業を展開しております。

これらの授業におけるA L Tの役割につきましては、学級担任や英語教科担任などの教職員をしっかりと補佐しながら、児童生徒一人一人の理解度に合わせ、英語でのやり取りをその都度工夫し行いながら、英語力の向上とコミュニケーション能力の育成を努めております。

次に、A L Tの人数でございますが、町内小中学校には現在2名のA L Tを配置しており、この2名のA L Tが町内の小学校3校、中学校1校を適切に巡回し、授業を担当する教職員と密接に連携を取りながら、質の高い授業運営をサポートしている状況であります。

また、より早い段階からネイティブな英語や異文化に触れる機会を提供することが効果的であるとの考えから、学校教育の前段階である町内の保育園へA L Tを派遣し、幼少期から自然に英語に親しめる環境づくりにも努めております。

続いて、英語に対する苦手意識を持つ児童・生徒の発話機会確保の取組についてであります。先ほども申し上げましたとおり、現行の学習指導要領における英語教育においては、児童生徒が外国語でのコミュニケーションを主体的に図れるようになることを目指して指導を行うとされております。

実際の学校での授業におきましては、日常的にコミュニケーションを取っているため、安心感があるA L Tや児童生徒同士がペアワークやグループワークを通じて互いに英語によるコミュニケーションを交わす中で、楽しく学び合う機会を大切にしております。

しかしながら、児童生徒の中には、英語に対する苦手意識や抵抗感があり、自発的に会話の輪に入ることや活動に参加することが難しい子どもたちがいることも事実であります。このような児童生徒に対しましては、授業において教職員やALTが巡回し、個別に寄り添い、聞き取りやすい平易な英語表現を用いて優しく語りかけ、理解を促すなどサポートし、丁寧な配慮を行うことで、全ての児童生徒が取り残されることなく、楽しく英会話や授業の活動に参加できるように努めております。

最後に、オンラインによるマンツーマン英会話の実施の考えについてお答えいたします。

ご指摘のとおり、オンラインによるマンツーマン英会話は、短時間であっても児童生徒が個別にネイティブな講師等と直接一対一で会話を交わすことができる点は大きな特徴であり、個別な発話量を確保できる手法の一つであると認識しております。

先ほど議員からお話がありましたが、県内においては一部の私立高等学校が導入しておりますが、その導入校においても全員が対象となっているところは少なく、一部の生徒を対象として実施し、回数も年数回程度のところもあり、オンラインによるマンツーマン英会話の実施は、ある程度の英語力を習得した後の発展的な学習として位置づけていると考えます。

本町においては、日々の授業において、学習した内容を活用し、一人一人の児童生徒が友達、ALT、教職員と英語によるコミュニケーションを取ることを通して英語力を向上させ、お互いが学び合うことで豊かな心を育てていきたいと考えております。

ご提案のオンラインによるマンツーマン英会話の導入につきましては、導入する学年、個々の児童生徒への影響、公費負担の在り方などを慎重に考慮する必要があると考えます。したがって、現時点において、直ちに試行的導入やモデル校での実施を行うことは考えておりませんが、今後の国の動向や近隣の他自治体における実際の試行・導入事例、また、それに伴う教育的効果や運用の課題などをしっかりと調査・研究し、慎重に見極めてまいりたいと考えております。

町といたしましては、まずは現行のALT 2名の手厚い配置を活かした授業の充実を図り、引き続き、児童生徒が互いに顔を合わせ、認め合いながら、楽しく学び合える英語教育を推進してまいりたいと考えております。

6番（中村君） ただいま、教育長より答弁を頂きました。現状については認識いたしました。英語は知識として学ぶだけでなく、実際に使うことで身につくものであり、児童生徒一人一人が英語を話す機会を確保することは、将来の可能性を広げる重要な取組と考えます。これは要望となりますが、本町としても、まずはモデル校の試行導入を行い、効果検証を進めるなど、今後のオンラインマンツーマン英会話について、さらなる活用研究の推進を望んで、次の質問に移ります。

2、大規模地震災害について。

近年、全国各地で大規模地震が頻発しております。特に能登半島地震では、住宅倒壊、道路寸断、断水、避難所運営の混乱など、多くの課題が浮き彫りとなりました。また、今年に入っ

らも震度5以上の地震が10回発生しているなど、長野県内においても4月18日に長野県北部大町市周辺で発生、ここは糸魚川―静岡構造線断層帯や千曲川流域に係る地震リスクが指摘されており、今後もいつ大規模災害が発生しても不思議ではない状況にあります。さらに、近年は、高齢化の進行や単身世帯の増加、地域コミュニティの希薄化などにより、自助・共助の力が弱まっていることも懸念されています。

2026年1月の能登半島地震では、輪島市内で、多くの住宅被害に加え、大規模火災の発生が深刻な問題となりました。焼損棟数は約240棟、焼失面積は4万9千平方メートルにも上りました。出火原因は現在調査中であるが、屋内電気配線等に溶けた痕跡が認められたことから、地震発生直後だけでなく、停電復旧時に発生する通電火災が被害拡大の一因になったことが改めて指摘されています。また、東日本大震災においても、原因が特定された火災の過半数が電気関係によるものとされています。坂城町におきましても、高齢化の進行、木造住宅の存在、住宅密集地域などを考えると、大規模地震時の火災対策は極めて重要です。

その中で、強い揺れを感知すると自動的に電気を遮断する感震ブレーカーは、比較的低コストで導入可能な実効性の高い防災対策として全国的に導入が進んでおります。また、国や自治体でも、普及促進や費用助成の動きが広がっております。

そのような中、長野県内の安曇野市、大町市、生坂村などで費用助成が実施されており、実施事例として、安曇野市の場合について紹介させていただきますと、補助対象品目として、1、防災セット、2、発電機・蓄電池（モバイルバッテリーを含む）、3、簡易トイレ・携帯用トイレ、4、家具転倒・落下防止器具、5、感震ブレーカーなどなどです。次に、費用助成の内容として、補助率及び上限額は、防災用品購入費の3分の1で、上限額2万円となっています。

以上のことから、行政による防災・減災対策の強化とともに、地域全体で命を守る体制づくりが極めて重要であると考えます。

そこで、坂城町としての現状認識と今後の取組について、以下の4点伺います。

1、近年頻発する大規模地震災害において、本町における被害想定や現在最も課題と考えている点は。

2、避難所運営と備蓄体制について、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、ペット同行避難など、多様な避難者への対応は。

3、住宅・地域防災について、家具固定や感震ブレーカー設置費用などを助成する考えは。

4、災害時の情報伝達については、正確で迅速な情報伝達が極めて重要となる。防災行政無線、防災アプリ、SNS、個別避難計画などを含め、情報弱者を取り残さない体制整備を進める考えは。

以上について答弁を求めます。

町長（山村君） ただいま、中村議員さんから、大規模地震災害についてのご質問を頂きました。

私からは全般的な状況についてお話し申し上げまして、防災器具などの助成につきましては担当課長から答弁いたします。

地震は、地下で起きる岩盤のずれによって発生する現象でありますけれども、地下に隠れていてまだ見つかっていない活断層もあるとされており、いつどこで大規模な地震が発生してもおかしくないと言われております。

ひとたび大規模な地震が発生すると、建物の倒壊や斜面の崩落を引き起こし、二次災害として発生確率の高まる火災と併せ、多くの人命や財産が危険にさらされるとともに、影響が広範囲にわたることやライフラインの寸断なども相まって、復興が長期化することなどが懸念されております。

当町における大規模地震の被害想定につきまして、町地域防災計画においては、糸魚川―静岡構造線断層帯を震源とするマグニチュード8の大規模地震で震度6の揺れを、長野盆地西縁断層帯を震源とするマグニチュード7.8の地震で最大震度5強を想定しており、建物倒壊、火災、道路や上下水道などライフラインの寸断、交通機能の低下など、町民生活や地域経済に大きな被害が及ぶことを想定しております。また、当町は、千曲川沿いの地形に加え、山間部を有していることから、地震に伴う斜面崩落や土砂災害、河川堤防やため池等が決壊した際の浸水被害なども想定しているところであります。

こうした中で、重要な課題と認識しておりますのは、災害時における迅速な避難行動と地域防災力の向上であり、毎年開催している区長さんへの防災説明会において情報共有を図るとともに、防災訓練などを通じて避難訓練や避難所開設訓練などを実施し、有事の際の迅速な対応を図っているところであります。

続いて、避難所運営と備蓄体制についてのご質問であります。まず、高齢者や障がい者、乳幼児などの要配慮者の避難対応としましては、町地域防災計画において、要援護者収容施設として老人福祉センター及びふれあいセンターを位置づけております。また、町内の高齢者福祉施設及び障がい者福祉施設を運営する社会福祉法人と、災害時における要配慮者の緊急受入れに関する協定を締結しており、要配慮者の状況に応じた避難先としての確保に努めているところであります。

また、乳幼児を伴う家庭への対応といたしましては、避難所にミルクや紙おむつ、生理用品など、必要物資を配置できるよう備蓄を進めるとともに、授乳や着替え等に配慮したスペースなど、個別に空間を確保し、対応してまいります。

外国人への対応につきましては、英語表記のある避難場所の看板や避難所内の表示を多言語で表記するなどの対応をすることとしております。また、ペット同行避難につきましても、近年の災害対応を踏まえ、避難所における受入れ方法やスペースの確保、周囲の避難者への配慮も含めた対応を検討しているところであります。

続いて、備蓄体制につきましては、県の地震防災対策強化アクションプランに基づき、県と連携して食料や飲料水、毛布などの基本的な備蓄に加え、多目的簡易トイレやスロープなど、要配慮者への対応を意識した資機材や衛生用品等の確保を進めております。

非常用備蓄資機材の整備につきましては、中核避難所における生活・衛生環境を改善するため、国の地域防災緊急整備型地域未来交付金を活用し、断水した場合においても一定量の水を循環させて使用することができる循環型手洗い器や、暑さ対策としてスポットクーラー、夜間における避難所での光源確保のための投光器のほか、これらの資機材を保管しておくための備蓄倉庫の整備につきまして、今補正予算に計上しているところであります。

また、水害対策として、現在は消防団の消防用ポンプを使用して排水しているところですが、砂利などの異物混入によるポンプの故障リスクが高いため、消防団設備整備費補助金を活用し、排水に特化した排水ポンプの購入についても補正予算に計上させていただいており、今議会で審議をお願いしているところであります。

次に、災害時の情報伝達の体制整備についてのご質問であります。災害時における迅速かつ確実な情報伝達は、町民の生命を守る上で極めて重要であり、町では、防災行政無線をはじめ、ホームページや坂城町防災WEB、坂城町公式アプリ「さかきコネクト」、「すぐメール」等を活用した情報発信を行うことで、緊急時に必要な情報が届くよう、多様な伝達手段の整備に努めております。

また、高齢者や障がいのある方など、情報取得に配慮が必要な方への対応として、地域や自主防災組織、民生・児童委員等と連携しながら、個別避難計画の作成や避難支援体制の整備を進めているところであります。

そのほか、多言語に対応したホームページや「さかきコネクト」のほか、5か国語に対応したハザードマップなど、外国人への対応といたしまして、必要な情報が適切に伝わる体制づくりに努めております。

町といたしましては、情報弱者を取り残さないという視点を大切にしながら、誰もが必要な情報を確実に受け取ることができる情報発信の体制整備に引き続き取り組むとともに、大規模地震災害だけでなく、風水害など、全ての災害において迅速に対応できるよう、食料の備蓄や資機材の整備、避難所における生活・衛生環境の改善を図り、防災訓練や防災学習会、出前講座などを通じて、町民の皆様の防災意識の向上に努めてまいりたいと考えているところであります。

住民環境課長（山下君） 私からは、イ、大規模地震災害における現状認識と対策についてのご質問のうち、家具固定や感震ブレーカー設置費用などを助成する考えについてお答えいたします。

自然災害において、台風、大雨、洪水、大雪などの気象現象による災害については、気象衛星、気象レーダー、アメダスなど、観測技術の向上により、数日から数時間の猶予を持って予測することが可能であるため、ある程度、事前に備えることが可能となっており、しかしなが

ら、予測の難しい地震災害などに対しましては、平時からの予防や対策を行うことが被害を最小限にとどめる有効な手段と考えます。

町では、災害への備えとして、食料や保存水、生活備品などの備蓄を行うほか、住宅の耐震診断補助、自主防災組織の活動支援、防災訓練の充実などを行っているところでございます。

各家庭においても、保存食や保存水、災害時に持ち出せる備蓄品の確保や家具固定・家具転倒防止対策など、平時からの備えを進めていただく必要があると考えております。

また、地震や台風などの最初の災害が引き金となり、地震の揺れによる倒壊や電気・ストーブの消し忘れから発生する火災のように、時間を置いて連鎖的に発生する二次災害については、安全装置付きの火気使用器具や住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置や火気及び電気製品の適切な取扱い等を徹底することで、地震発生時における人的被害や通電火災の防止に有効であると認識しており、住宅の防災対策の一つとして、引き続き、自主防災組織等を通じて啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、ご提案をいただきました家具固定や感震ブレーカー設置費用への助成につきましては、住宅の改修が必要になるケースや多様なブレーカーの種類があることから、これら設置に係る費用や他自治体の先進事例、県の支援制度なども調査する中で検討してまいりたいと考えております。

6 番（中村君） ただいま、町長、それから担当課長より答弁を頂きました。

災害はいつ発生するか分かりません。しかし、事前の備えと地域の連携によって守れる命は確実にあります。

感震ブレーカーは、大規模な公共工事ではなく、比較的小規模な予算で実施可能な防災施設です。簡易型で数千円程度、分電盤型でも補助上限数万円程度で導入が可能とされています。また、感震ブレーカーは決して派手な施設ではありません。しかし、火を出さないという極めて重要な防災施設と言えます。

災害時には、避難所整備だけでなく、地域から被害を出さない視点がますます重要になります。坂城町においても、1、命を守る防災、2、避難遅れを防ぐ防災、3、地域火災を防ぐ防災という観点から、命を守る防災を町全体で進めるためにも、行政として防災・減災へのさらなる体制強化をお願いして、私の一般質問を終わります。

議長（中嶋君） ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前 9時36分～再開 午前 9時46分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

次に、4 番 水出康成議員の質問を許します。

4 番（水出君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1 つ目に、学校給食について。

2 つ目に、地域クラブについて。

以上の 2 項目について質問します。

それでは初めに、学校給食について。

本町は、既に小中学校の学校給食費無償化が、近隣市よりも先進して取り組まれておりますが、子育て支援を目的として、学校給食費の抜本的な負担軽減を令和 8 年 4 月より、公立小学校児童の学校給食に必要な食材費について、国は地方自治体を支援する取組として開始されました。

本定例会の議案 2 4 号「令和 8 年度一般会計補正予算書」において、当町では一般財源 2, 9 1 7 万 2 千円が減額され、国・県支出金として同額の補正が計上されております。

また、学校給食においては、近年、米騒動や物価高、最近は中東情勢悪化などの影響から給食食材費の値上げや質の低下など心配されている方もいます。

その中、児童の保護者お二人の方より、食物アレルギーを有するお子様の学校給食の対応に関して、代替食の要望や日々の給食の献立ごとに使われる食材に関して、原因食物に関する確認対応の大変さなどお話を伺う機会がありました。お子様は「教室のみんなと同じく配膳される給食を食べたい」と要望があるそうです。保護者の方は、給食献立表とアレルギー明細表を見て、給食か弁当持参かの判断をしています。原因食物が分からないときや心配と思えるときは弁当になるそうです。弁当のときは羨ましいとされることやおかずをねだられたりすることもあるようです。いじめにつながっていないことは救われますが、当人とするとは差別化を感じているようです。

また、代替食については、千曲市、上田市のホームページの情報では、児童生徒数も多く、給食センターが複数あることから、アレルギー代替食は当町より対応幅があるようです。

お話をいただいた方のお子様は、原因食物が確定していないところもあるようで、アレルギー明細表から加工食品など、さらに詳しく原因食物を確認したいこともあるようで給食センターへ確認を入れることもあるそうです。その中、共稼ぎのため給食センターの営業時間内に問合せができないこともあるようです。特に、次月の献立表を更新された直後の週の給食についての原因食物の確認は、時間的余裕もなく、苦心されているようです。

食物アレルギーは時として命に関わる危険性もあります。保護者の方からすると大切なお子様に関わることであり、慎重に確認したいとの思いとお子様の願いを満たしたい思いは当然のことと思います。

全体的に対象者は少ないかもしれませんが、全国レベルの公的データは令和 4 年度（2022 年度）になります。公表によると、食物アレルギー児童生徒数、学校が把握している人数として約 52 万 6 千人です。平成 25 年（2013 年度）から 10 年間で約 12 万人増加しているそうです。当町もどのような状況にあるのか気になるところです。

そこで質問に入りますが、イ、食物アレルギーについて。

食物アレルギーの児童・生徒への対応に関して、当町の状況について5点について伺います。

1として、食物アレルギーの児童・生徒について。令和3年度から令和8年度についての届出者数の状況を伺います。

また、学校でのアレルギー発症を抑えたいところですが、日本学校保健会アレルギー疾患に関する調査報告書によると、令和3年度のエピペン使用者数は、全国で1,415人の報告があります。

2として、当町の令和3年度から昨年度までに、学校においてアナフィラキシー発症の実態はあるのか伺います。

学校では、学校内での発症をなくすことが、第一の目標として取り組まれていると思いますが、実際の対応状況として、3として、食物アレルギー届出者への取組と状況を伺います。

もし、不慮の事故として、アレルギー発症が起きてしまった場合、4として、小中学校においてアレルギー発症時の緊急対応はどのように行われるのか伺います。

5として、保護者より献立表やアレルギー明細表に対して主に寄せられる主な質問と対応状況を伺います。

続きまして、ロ、給食材料費について。

冒頭触れましたが、昨今の物価高騰は全国的な課題となっており、特に食料品価格の上昇は、私たち家庭生活においても大きな影響を及ぼしています。

当町は、小中学校の給食費の無償化を先進的に展開し、保護者負担の軽減に大きく寄与しているところです。

本年度から学校給食費の抜本的な負担軽減により、当町は表向き財政負担軽減につながる構造となっておりますが、昨今、中東地域の緊張の高まりは、原油価格や輸送コストの上昇から波及して、様々なものに影響して、さらなる物価高騰が心配されるところです。食材価格の動向を把握し、今後の見通しを踏まえた対応方針を明確にしていくことが重要と考えます。

給食の副食材は、栄養士の方が栄養素、摂取カロリーを保ち、材料予算内のやりくりに変な苦心される中、おいしい給食を提供いただいておりますが、単品での提供が多い主食等は、やりにくいところと推察します。給食材料費の現状について伺います。

1として、給食の主品として主食の米、パンと必ずある牛乳について、令和6年度から8年度の価格推移について伺います。

県内でも今回の国の施策により、保護者負担、実質無償化に取り組まれた自治体は多くありますが、物価高騰による影響から、令和8年度より、学校給食材料費の値上げ改定を行い、値上げ分を保護者へお願いする。もしくは増額分を自治体が負担する等の状況があるようです。

2として、当町の学校給食は、町内産か県内産か国産でほとんど賄われていますが、今後も食材高騰が続くことが予想されますが、町の対応方針を伺います。

以上、1つ目の学校給食について答弁をお願いします。

教育文化課長（細田さん） 1、学校給食についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、イの食物アレルギーについてであります。食物アレルギーは食物を摂取した際、身体が食物に含まれるタンパク質等を異物として認識し、自身の体を過剰に防御することで、かゆみや蕁麻疹、嘔吐などのほか、意識がなくなるなど、重篤な症状を引き起こす場合もあり、注意が必要であります。

消費者庁では、重篤度や症例数の多いものや、過去に一定の頻度で健康被害がみられた原材料について、特定原材料及び特定原材料に準ずるものとして、食品への表示を義務づけ、または推奨しており、本年4月にピスタチオが追加され、29品目が指定されております。

近年、児童生徒の食物アレルギーの原因となるアレルゲンは多様化しており、特定原材料等の29品目だけでなく、それ以外の原材料についても十分な配慮が必要な状況となっております。

このため、給食センターでは安全性を最優先に考え、特定原材料等のうちソバ、落花生、クルミ、カシューナッツ、マカダミアナッツ、ピスタチオ、キウイフルーツのほかビワにつきまして、近年、日常的に摂取する機会が減少しており、給食で初めて口にする児童も想定されることから、アレルギー症状の発生リスクに配慮し、給食での提供を見合わせる対応を行っているところであります。

しかしながら、学校生活においては、給食以外の場面でもアレルゲンと接触する可能性もあることから、特定原材料等以外の原材料を含め、全てのアレルゲンについて保護者から医師の診断に基づく届出を頂き、学校と情報共有を図りながら対応しております。

ご質問の令和3年度から今年度までの食物アレルギーの届出者数は、令和3年度が17人、4年度が21人、5年度が30人、6年度が35人、7年度が29人、8年度は年度当初の人数となりますが、43人であり、年度ごとに増減はありますが、全体的には増加傾向であります。

次に、令和3年度からの学校におけるアナフィラキシーの発症実態についてであります。学校においてアナフィラキシー症状が確認された事例は、令和5年度に1件、7年度に1件の合計2件であり、いずれの事例も給食後に皮膚のかゆみや赤みなどの症状が見られましたが、原因となったアレルゲンは特定されていない状況であります。

また、共通点としまして、給食後の昼休みに運動をしていた際に発症していることから、運動誘発性の可能性が示され、その後は医師の指導に基づき可能性のあるアレルゲンの除去を行うとともに、給食後、一定時間の運動を控えるよう学校において指導し、再発防止に努めております。

次に、食物アレルギー届出者への取組と実施状況についてお答えいたします。

アレルギーを有する児童生徒については、毎年度、学校からは給食担当教諭、養護教諭、教頭など、また、給食センターからは担当職員、栄養教諭が同席し、保護者と共に届出いただいた学校生活管理指導表をもとに、医師の診断内容や注意事項について確認を行っております。その中

で原因となるアレルゲンの種類だけでなく、誤食時の症状、緊急時の対応方法、常備薬の有無などについても確認し、給食時間に限らず学校生活全般における安全確保について情報共有を図っております。

また、服薬については医療行為に該当するため、学校で判断することはできないことから、緊急時に速やかに保護者へ連絡できるよう連絡先や対応手順についても確認しているところであります。

次に、小中学校におけるアレルギー発症時の緊急対応についてであります。各学校においてマニュアル化され、児童生徒の症状による緊急度の判断基準や対処方法、校内の連絡体制や役割、保護者への連絡などが決められており、年度当初において教職員全員で情報共有を図っております。

次に、保護者からの献立表やアレルギー明細表に対しての質問と対応についてであります。食物アレルギーを有する児童生徒の保護者に対しては、毎月の献立表に加え、希望者に対して特定原材料等の使用状況と、より詳細な材料を記載したアレルギー明細表を配布しており、喫食が困難な献立がある場合には、保護者から学校を通じて給食センターに連絡をいただいております。

一方で、昨今のアレルゲンは多種多様であり、先ほど議員さんの質問にもありましたが、保護者からの配布の明細表では確認が難しく、どうしたらよいかとの問合せに対し、給食センターでは個別に対応もしており、電話や給食センターへ来所いただく中で、食材の納入業者から提出された原材料配合表や成分表を確認いただくなど、可能な限り詳細な情報提供に努めているところであります。

次に、口の給食材料費についてお答えいたします。

初めに給食の主食である米、パン及び牛乳の価格推移についてでございますが、量の違いにより、学年によって価格が違うものもありますので、中学生の1食あたりの価格でお答えいたします。

米の価格から、令和6年度67.24円、7年度78.30円、8年度98.89円。

パンは、令和6年度は61.60円、7年度64.84円、8年度69.48円。

牛乳は、令和6年度65.22円、7年度67.04円、8年度70.58円で全て税抜きの価格となります。

物価高騰等の影響により、全てにおいて上昇傾向であり、特に近年は米の価格上昇が顕著であり、全国的な需給状況や生産コストの上昇などを背景として給食用食材にも影響が及んでいる状況であります。

最後に、食材価格の高騰が続くことが予想される中での町の対応方針についてお答えいたします。

当町の学校給食は、町内産や県内産をはじめとする国産食材を積極的に活用し、安心・安全な

給食の提供に努めております。

近年は、食材の価格や物流費、エネルギーコストなどが上昇傾向にあり、今後の見通しは非常に不透明な状況ではありますが、町では、毎年度、食材費等の上昇を考慮した上で一人あたりの給食費を算定し、必要な食材費に係る予算を確保しているところであります。

今後においても、食材価格の動向を注視しながら、献立の工夫や食材の適切な選定を行い、必要な栄養バランスと量を確保するとともに、町内産や県内産の食材の使用なども考慮し、給食の質を維持しながら、安心安全でおいしい給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

4 番（水出君） ただいま担当課長よりそれぞれ答弁をいただきました。

イの食物アレルギーについてなんですけれども、学校は食物アレルギーを有する児童生徒にも給食を提供します。そのためにも安全性が最優先され、安全確保のため原因物質の完全除去を原則に提供されています。除去や代替食の対応ができない場合、弁当持参をお願いする対応となっております。

保護者の方も十分理解し、お子様のため奮闘されています。原因食物としてアレルギー明細表に表示されていないが、加工品、調味料、だし、添加物など、使用原材料の確認を保護者の方が給食センターに問合せする場合、時間内に電話で依頼することや、保護者自身が給食センターに出向いて関係資料を見せてもらうということはできるそうなんです、先ほども説明にあったと思います。特に共稼ぎの方は、時間内の確認行動を取るために会社を休むことになる場合もあります。当然、不安があれば、弁当持参ですが、親とすると子どもの要望をできるだけかなえることも頑張りたいところです。

そこで再質問ですが、原因食物確認のため給食センターに出向き、確認できる資料をリモートアクセスなど、データ共有する環境を整備することなどを含め、時間外で確認方法など検討いただけないでしょうか。

以上について見解をお願いいたします。

教育文化課長（細田さん） 再質問にお答えいたします。

原材料配合表や成分表は、給食センターへの食材等の納入業者が、それぞれメーカー側から取り寄せ、提出いただいているもので、毎月10件程度の提出があり、全てそろるのは献立のスタートする前月の末近くであります。このことから、献立の開始前にリモート等で公表することは時間的にかなり厳しく、また、公表することへのメーカー等への同意も必要になると考えることから、全ての食材等について公表できるか分からないところであります。

また、メーカーによっては全ての原材料を記載しておらず、給食センターからメーカーへの問合せが必要となる場合もございます。

食物アレルギーの発症は、場合によっては子どもの命を脅かすことにもなりかねません。保護者の皆様から個別に給食センターへのお問合せをいただくことが、アレルギー原因食材を特定す

る最も確実な方法と考えるので、引き続き、問合せをいただく中で対応してまいりたいと考えております。

4 番（水出君） 再質問に対してお答えいただきました。

企業のほうで公開するデータということもありますので、企業秘密的に扱われるところもありますし、そういう時間的なところで現状すぐ対応というのはやはり難しいところかなと感じております。

今後も、問合せに対しての利便性向上や保護者との意見交換の場を積極的に設けるなどして、継続して寄り添える丁寧な活動をお願いしたいと思います。

今後も、物価高騰は給食材料費にもいや応なしに襲いかかる懸念があります。今まで以上に町として、価格推移を敏感にかつ的確に把握して、負担の在り方、必要があれば、適切な補正案を上程することなどを願います。

そして、改めて給食センターでのやりくりに労をねぎらい、安全でおいしい給食の提供に感謝して、次の質問に移ります。

次、2 番目として、地域クラブについて。

国は、中学校の部活動移行を推進するため、令和5年度から7年度を推進改革期間と定め、令和8年度から10年度を改革実行期間前期、11年度から13年度を改革実行期間後期と定め、令和8年度から新たに改革実行期間がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示すものとして、令和7年12月にスポーツ庁より「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を示しました。地域クラブ活動は、生徒の多様なニーズに応えるとともに、学校教員の働き方改革にも資する重要な施策であります。

しかし一方で、校外活動に生徒が参加しやすいか、指導者の確保、活動場所の調整、費用負担の在り方、学校との連携など、生徒や保護者の方の不安が排除されているわけではありません。

そこで、イとして、千曲坂城クラブについて3点伺います。

部活動の地域移行が進められているが進捗状況について。当町においては、千曲市と共同で設立された千曲坂城クラブにより展開されています。県内でも先進的な取組が進められていると承知しています。

1 として、千曲坂城クラブの完全移行は今年度であります。状況を伺います。

2 として、中学校部活動から地域クラブ活動への移行したことについて、どのように分析しているのか、町の見解を伺います。

3 として、学校の先生方もクラブ役員や指導者として名前を連ねている方もいますが、地域クラブ活動における学校の先生の関わり方を伺います。

次に、ロ、安全管理について2点伺います。

まずは、2026年5月6日に福島県郡山市の磐越自動車道で高校生徒ら21人が死傷した重大事故が発生しました。改めてお亡くなりになりました方のご冥福をお祈りし、けがをされた方へのお見舞いを申し上げます。

事故原因としては、速度超過によるカーブの曲がり切り不足が最も有力視されているようですが、世間が注目したのは白バス行為の疑いと学校とバス会社の手配経緯の食い違いなど、運行会社選定の在り方が大きく浮き彫りになっています。

地域クラブの活動も当然、県外含め、地域外の活動がありますので、クラブ活動に関する遠征の移動にまつわる安全管理について不安を覚えた方もあるのではないのでしょうか。学校の活動から地域へ移行にあたり最も注目すべきは、生徒の安全管理に関して責任の所在です。特に、移行初期のため、地域クラブの組織運営として十分な確認と認識の共有が必要と思います。千曲坂城クラブ移行に伴う生徒の安全管理について2点見解を伺います。

1として、クラブ活動の安全管理の在り方はどのような方針か伺います。

現在、磐越自動車道で発生した事故を受けて、国の対応は、文部科学省による全国通知の発出と文科省と国交省の合同連絡会議の設置の2本柱で学校外活動の安全確保を強化する方向で動いていますが、2として、高校の磐越道バス事故は、クラブ活動に関しても人ごとではないと思いますが、事故を受けて地域クラブ組織として、対応事項について伺います。

以上、地域クラブについて答弁をお願いします。

町長（山村君） ただいま水出議員さんから地域クラブについてイ・ロとご質問をいただきました。私からはイの千曲坂城クラブについてにお答え申し上げまして、ロにつきましては担当課長から答弁いたします。

部活動の地域移行につきましては、令和2年9月に発出されました国の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」により、令和5年度から部活動の段階的な地域への移行を図る方針が示されたことから、令和5年3月に千曲市と坂城町の共同で、新たな中学生の地域活動の場となる千曲坂城クラブを立ち上げ、千曲市教育委員会に事務局を置き、千曲市と坂城町の中学生と一緒に様々なクラブ活動を行っているところであります。

発足当初は、休日の部活動から地域移行を始め、徐々に平日の部活動へと拡大し、今年度から完全移行といたしました。また、この間、これまで議論されてきた地域移行という言葉は、学校から地域へ事務を移管するというニュアンスが含まれていることから、令和7年5月の有識者会議の最終取りまとめにおいて、呼称を改める方針が明記され、現在では地域展開という呼称が一般的となっております。これは、放課後の活動を学校という枠組みに限定せず、地域社会の多様なリソースである人材・民間クラブ・スポーツ少年団などを主体とした活動へと文字通り地域へ広げていく、展開することを意味しております。

町といたしましても、子どもたちの活動の場は、学校が担う活動から地域が主体となって運営

する社会教育活動へと転換を図るとの考えから、学校は施設の提供や情報の周知といった側面的な支援を行い、地域全体で子どもたちの多様なニーズに応える体制、すなわち地域展開の構築を目指しているところであります。

ご質問のありました現在の千曲坂城クラブの活動状況であります。千曲坂城クラブは、令和5年3月に15の専門部で発足し、令和5年度には休日の部活動を月1回から2回実施、6年度は月2回から4回と徐々に回数を増やし、7年度は全ての休日の部活動を地域展開し、今年度からは平日休日を含め完全に地域展開を行って活動をしているところであります。

各専門部活動につきましては、生徒の皆さんの意見や要望を聞く中で、令和6年度にボッチャ、歴史科学、総合文化の3専門部を追加し、今年5月現在で運動部系が13、文化系が5の計18の専門部において、千曲市と坂城町の中学生1,025名が活動しております。

次に、部活動から地域クラブへ移行したことの分析であります。これまで坂城中学校部活動で活動のなかったバドミントンやハンドボール、ボッチャ等の専門部が千曲坂城クラブで開設したことにより、生徒の選択肢が広がり、ほかの学校の生徒とも交流が広がっております。

クラブ登録者数につきましても、千曲坂城クラブが発足した令和5年度は921名でしたが、6年度からは毎年千名を超える中学生が参加し、クラブ設立の目的である部活動の地域展開における中学生のスポーツ・文化活動の場の提供に一定の役割が果たしていると感じているところであります。

続きまして、地域クラブ活動における教職員の関わり方につきましては、まず、各専門部における指導者として教職員が登録する際は、教職員自らが千曲坂城クラブの指導を希望し、勤務する学校長から兼職・兼業の許可を得た上で指導者登録をしており、現在52名の教職員に登録をいただいております。

そのほかにも、千曲市と坂城町の各中学校におきまして、千曲坂城クラブの専門部ごとに窓口担当教職員を配置し、学校の勤務時間内におきまして、千曲坂城クラブが使用する学校施設の割り振りや生徒や保護者への連絡など、学校内の相談窓口として対応いただいているところであります。

これまで学校が担ってきた部活動を地域展開していくことは、歴史的な転換ともいえる大改革であり容易ではありませんが、共同運営の千曲市と共に一つ一つ課題を解決しながら、持続可能なクラブにしていきたいと考えております。

教育文化課長（細田さん） 私からは口の安全管理についてお答えいたします。

千曲坂城クラブの安全管理につきましては、千曲坂城クラブ規約において、参加している生徒はクラブ活動に際し、クラブ諸規定を遵守し、施設管理責任者及び指導者の指示に従い、自己の責任において行動すること。また、生徒及び保護者は、活動場所への移動または活動場所からの帰宅について、自己の責任において安全に行うものとするとして定めております。生徒及び保護者に

は、この規約を理解していただくとともに、一人一人が安全管理の意識を持ち、納得した上で千曲坂城クラブで活動をいただいているところでもあります。

なお、千曲坂城クラブとして、安全管理の意識の徹底を図っているところではありますが、活動中の生徒及び指導者の事故等につきましては、全員がスポーツ安全保険に加入し対応しております。

また、生徒を指導する専門部指導者は、千曲坂城クラブで実施する年8回の指導者研修の受講を義務づけているほか、県や国などで開催される技術・指導者講習会などにも参加していただき、クラブ活動内における安全管理を図っているところでもあります。

次に、県外高校の部活動遠征中におけるバス事故を受けての対応についてのご質問ですが、本年5月6日、福島県郡山市内の磐越自動車道における部活動遠征中の高校生を乗せたバスによる交通事故の発生を受け、長野県教育委員会高校教育課長より、5月11日付で県立高等学校における生徒引率時の安全確保の徹底についての通知が発出されました。千曲坂城クラブにおきましても、千曲坂城クラブ各専門部代表者及び事務局宛に「千曲坂城クラブにおける生徒引率時の安全確保の徹底について」として、文書によりクラブ活動における大会・練習試合等の生徒引率時の安全確保のための留意事項について通知したところでもあります。

通知文書では、まず、バス等の車両を利用する留意点として、旅行業者、運行業者の選定にあたっては、安全管理体制、運転者の健康管理、労務管理が適切であることを十分に確認すること。過密な工程や無理な運行計画とならないよう余裕を持った日程を設定すること。

続いて、保護者または保護者会等に送迎を依頼する場合には、事前に保護者の同意を得るとともに運転者の健康状態、運転経験、当該車両に係る任意保険への加入状況等について確認すること。生徒の搭乗人数や運行距離等を踏まえ、無理のない範囲での依頼となるよう十分留意すること。

最後に、緊急時の対応として、指導者が生徒を同乗させて自家用車を使用しての引率は行わないこと。やむを得ず行う場合は、千曲坂城クラブ事務局長に承認を得ること。事前に緊急時の連絡体制、対応方法を明確にしておくこととし、以上6つの点について十分留意し、安全確保の徹底と指導者への周知を依頼したところでもあります。

4番（水出君） ただいまは、町長、担当課長より答弁をいただきました。

1点、地域クラブのほうの関係について再質問になりますが、今、保護者の方や指導者で、場合によっては運転で移動することがあるというお話と受け止めましたが、謝礼等について禁止するとかいう文言はなかったような気がしますけど、その辺確認の意味でお願いいたします。

教育文化課長（細田さん） 再質問についてお答えいたします。

移動にかかる費用といたしまして、保護者への謝礼ということですが、専門部の活動につきましても千曲坂城クラブから活動費補助という形で各専門部に配分されておきまして、その

費用を各専門部で活用して、いろいろ活動しているところではあります。

移動につきましても、その活動費の中から各専門部において捻出しているものと思いますが、保護者への謝礼については、それぞれの専門部で対応しているところであります。（同日、「お互いのことなので謝礼等については特に対応していない。実費相当分をお渡しすることを検討している専門部もあるということをお聞きしている」に訂正あり）

4 番（水出君） 今、再質問についてご答弁いただきました。

よく謝礼のところがよく白タク行為とか騒がれている部分もありますので、地域クラブのほうを通じて、その辺間違いのないような運用になるように確認をお願いしたいかと思います。

特に、部活動は千曲坂城クラブへ本年度より完全展開されますが、先進的な本当に位置づけで、ほかの市町村も大変注目していると思います。そしてまた、参考にしてくるのではないかなと思います。

国のガイドラインに定められていると思いますが、地域展開後も、特に学校側として、生徒の参加にあたり活動内容、安全体制を確認することというのは、非常に大変重要なことと思います。保護者への説明責任、生徒の健康状態や特性の情報提供など、必要な範囲で地域クラブとの連携窓口として、学校としての役割を十分果たすことを改めてお願いしておきます。そして、生徒たちが生き生きと活発にクラブ活動に励む輝く姿を想像して質問を終わらせていただきます。

議長（中嶋君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時29分～再開 午前10時39分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

ここで教育文化課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

教育文化課長（細田さん） 貴重なお時間をいただきまして申し訳ございません。先ほどの水出議員さんの2の地域クラブについての再質問につきまして、私の答弁について訂正をお願いしたいと思います。

保護者の謝礼につきましては各専門部で判断し対応していると、答えましたけれども、お互いのことなので謝礼等については特に対応していないということと、あと実費相当分をお渡しすることを検討している専門部もあるということをお聞きしているところでございます。訂正をお願いいたします。

議長（中嶋君） お諮りをいたします。

ただいまの説明のとおり訂正することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（中嶋君） 異議なしの声、多数と聞こえました。異議なしと認め、ただいまの説明のとおり訂正することに決定をいたしました。

次に、5番 宮入健誠議員の質問を許します。

5番（宮入君） おはようございます。ただいま議長より発言の許可を頂きましたので、これより通告に従いまして、一般質問を行います。

さて、3月19日に令和8年3月第1回定例会が閉会して間もなく、4月に入りますと、日本国内においては、地震、山林火災、台風による災害と情報、熊による被害等について新聞各紙が大きく報じました。

まず、先ほど同僚議員からもありましたが、4月18日の午後1時20分頃、県北部を震源とする地震があり、大町市で震度5強、長野市で震度5弱を観測した。震源の深さは8キロ、地震の規模はマグニチュード5.0と推定される。また、当日午後2時54分頃にも近くを震源とする地震があり、大町市や長野市で震度5弱を観測した。

また、4月20日の午後4時52分頃、青森県で震度5強の地震が発生。気象庁によると、震源地は三陸沖で、震源の深さは19キロ、地震の規模はマグニチュード7.7。気象庁は、巨大地震発生の可能性が相対的に高まったとして、北海道・三陸沖後発地震注意報を発表した。この発表は昨年12月以来2回目。また、総務省消防庁によると、同日午後8時15分時点で北海道、青森、岩手、宮城、福島5つの道・県で18万人超に避難指示が出たといずれも信濃毎日新聞が報じました。

また、4月22日の午後1時50分頃、岩手県大槌町で発生した火災は大規模な山林火災となり、29日に3日連続の雨や懸命な消火活動から安全が確保されたとして1,558世帯、3,257人に対象としていた避難指示の大半を解除し、出火から11日目に鎮圧が発表されました。なお、延焼範囲を示す焼損面積は1,633ヘクタールで、同町の面積の8%に上ったと信濃毎日新聞が報じました。

次に、熊対応としては、5月19日の日本経済新聞は、熊など野生鳥獣による被害が相次ぐ中、長野県で3月に信州ガバメントハンター協議会（略称SGHC）が立ち上がった。県内市町村が自治体の枠を超えて緊急銃猟などの知見を共有し、野生鳥獣への対応力の底上げを目指すとのこと。協議会の事務局は、全国に先駆けて長野モデルを確立できるよう多くの自治体に協議会を活用願うとともに、県内全市町村に参加を呼びかけていると報じました。

そのような状況下、5月20日に千曲市で、5月22日には松本市の市街地で、それぞれの目撃情報から1頭の熊を捕獲、駆除しました。

環境省は、5月12日までに2025年度の全国の熊出没件数と捕獲件数を速報値で公表しました。出没件数は5万776件で、これまでの過去最多だった2023年度の2万4,348件の2倍超となった。捕獲数も最多の1万4,720頭に上った。なお、出没件数は非公表の北海道と生息していないとされる九州、沖縄は集計の対象外とのこと。

次に、5月29日の日本経済新聞は、気象庁などは大雨などに警戒を呼びかける新たな防災気象情報の発表を始めたと報じました。

新たな防災気象情報は、河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮の4種類の災害に対し、危険度が高い順からレベル5から5段階の色と内容で発表する。河川氾濫は新たにレベル5の特別警報が新設されました。同時に、時系列情報と線状降水帯直前予測の発表も始まった。時系列情報は、市町村ごとに大雨や土砂災害の見通しを1日4回発表し、翌日までの警報級の見通しを表で示す。直前予測は、線状降水帯発生 of 2時間から3時間前を目標に発生可能性が高まったと速報する。5割程度の的中率を想定し、既に実施済みの半日前予測より精度を高めるとしている。

防災気象情報の運用開始から間もない6月2日は、台風6号の影響で西日本を中心に大雨となり、気象庁は一時、宮崎県日南市の広渡川と酒谷川にレベル4氾濫危険警報を出したほか、高知県四万十町にもレベル4大雨危険警報を発表しました。5月に新たな防災気象情報の提供が始まって以来、危険な場所から全員避難が必要となる危険警報は初めて。また、九州から東海にかけての太平洋側の各地に線状降水帯が発生する可能性があるとの情報が出る一方、不具合のため適切に発表できない事態も起きたと信濃毎日新聞が報じました。

ここまで地震、山林火災、台風等について述べてきましたが、いずれにしても共通して言えることは、有事の際は、命を守るための行動として迅速な避難が求められております。

次に、ここからは自然災害と同様に社会問題となっております熱中症等について述べたいと思います。

改めて熱中症とは、高体温障害と呼ばれる病気の一つで、体温上昇に起因する体の組織及び臓器障害で、短時間で死に至る可能性がある病気であるため、健康な人でも発症する可能性がある。また、死に至らずとも、脳や臓器に障害が残る場合があるとされる。発症に詳しいメカニズムは十分に分かりませんが、深部体温（脳や内臓など重要な臓器内の温度）の過度の上昇がポイントであることが明らかになっている。したがって、深部体温をなるべく上げないこと、仮に上がりすぎた場合は速やかに下げるよう処置をすることが重要と5月15日の全国農業新聞が報じました。

5月26日の信濃毎日新聞では、学校の熱中症、減少傾向と題して全世代の熱中症による搬送者数が増加傾向の中、近年の酷暑を受けて教育現場に広がった屋外活動の見送りなどの対策に一定の効果があつたと言えそうだと報じました。また、教育現場で暑さ指数に応じた部活動や体育の実施可否判断、空調の整備が進んだことが背景にあると見られる。さらに、全世代に向けての暑さ対策として暑熱順化での準備が重要と題して、気温が上昇する真夏を前に無理のない範囲で汗をかき、体を適用させる準備期間を早めに設けるよう心がけてほしいとのこと。

少し時系列では遡りますが、4月18日の日本経済新聞は、40度以上は酷暑日と題し、気象庁は最高気温が40度以上の日の名称を酷暑日に決めたと発表しました。気象庁が天気予報などに用いる予報用語に加え、今シーズンから危険な暑さへの警戒を分かりやすく伝える新たなキーワードとして活用する。また、気象庁によると、2025年は国内の観測史上最高の41.8度

を記録した群馬県伊勢崎市を含め、過去最多の延べ30地点で40度以上を記録したと報じました。

さて、今回の一般質問を行うに際し、千曲坂城消防本部より熱中症に関する資料を頂きましたので、その一部を報告します。

熱中症による救急搬送状況は、令和6年の千曲坂城消防署管内で73件、このうち坂城消防署は14件、令和7年の千曲坂城消防署管内で95件で、前年対比22件の増、このうち坂城消防署は14件で、前年と同様、過去2年ともに6月から9月に集中しております。発生時間帯ですが、午前6時から午後6時までで80%以上ですが、近年、午後6時以降においては増加傾向にある。

現在、千曲坂城消防本部は、戸倉上山田消防署、更埴消防署、坂城消防署にて構成されております。救急車については、戸倉上山田消防署に2台、更埴消防署に2台、坂城消防署に1台が配置されております。

昨年1年間の救急出動件数は4,239件、内訳は戸倉上山田消防署1,659件、更埴消防署1,847件、坂城消防署は733件で、注目すべき点として坂城消防署が出動にて救急車が不在の場合に戸倉上山田消防署より92件、更埴消防署より5件の応援を得て救急対応をしている。戸倉上山田消防署からの現着時間で平均約10分、更埴消防署からの現着時間で平均約19分が、坂城消防署から出動した場合と比較して多くの時間が要するとのことであります。

これから夏場に向けて救急搬送の増加が見込まれる中、こうした状況も踏まえて町としても熱中症対策を周知願いたいと思います。

以上のことを踏まえて、坂城町における今年の熱中症への取組について一般質問を行います。

1、熱中症への対応について。

イ、町民への対応について。

1、改正気候変動適応法と令和8年度の運用期間は。

2、熱中症警戒情報、熱中症特別警戒情報の暑さ指数(WBG T)は。

3、熱中症の予防強化は(効果的な普及啓発、注意喚起、広報活動など)。

4、クールシェアスポットについて、どこに設置されているか。また周知の方法は。

5、指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の民間事業所との協定締結の考えは。

ロ、小中学校について。

1、昨年度の熱中症の状況は。

2、令和8年度の文部科学省による熱中症事故防止のポイントは。

3、緊急避難所に指定されている体育館への冷暖房設置における検討の進捗状況は。

以上の質問について、答弁をお願いします。

住民環境課長(山下君) 1、熱中症への対応について、イ、町民への対応についてのご質問のう

ち、私からは改正気候変動適応法とクーリングシェルターについて、お答えいたします。

ご質問のありました気候変動適応法は、温室効果ガスを減らす緩和策ではなく、既に起きつつある気候変動の影響に備える適応策を推進するために、平成30年6月に制定されたものであります。

そして、猛暑や豪雨、農業被害や健康被害など、気候変動による被害を防止・軽減し、国民生活の安定と社会・経済の健全な発展を図ることを目的としています。

さらに、令和6年4月には、改正気候変動適応法の施行により、それまで啓発や注意喚起が主であった熱中症対策に関する規定が新たに整備され、法律に基づくものとされました。

具体的には、国が策定する熱中症対策実行計画の法定化、熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の法的位置づけの明確化、市町村長による指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターの指定等に関する仕組みが設けられました。

また、熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報は、環境省と気象庁が共同で発表しており、今年度の運用期間は、4月22日から10月21日とされています。

次に、民間事業所との協定締結によるクーリングシェルターの指定についてですが、熱中症対策の一つとして、暑さを一時的にしのぐことができる場所の確保は重要であると認識しております。

クーリングシェルターは、気候変動適応法に基づき、市町村長が指定する施設で指定を受けるには、室内を適切に冷やすことができるエアコンなどの冷房設備が整っていること、熱中症特別警戒情報発表時などに住民や外出中の人が暑さをしのげるよう無料で開放できること、避難者が休憩するために必要な広さとスペースを確保していることなどの条件が整っていることが必要となり、民間事業所との協定によるクーリングシェルターの指定にあたりましては、開設する期間や時間帯、施設の受入れ体制、利用者の安全確保、費用負担など、あらかじめ整理しておくべき課題があります。

特に、事業所の営業との関係や利用条件、責任の所在などについても慎重な検討が必要であると考えております。

このため、現時点におきましては、まずは既存の公共施設の活用可能性や町における利用ニーズなどを踏まえ、制度の運用上の課題を整理していくことが必要であると考えております。

今後につきましては、国・県から示される情報や他自治体の取組状況も参考にしながら、町の実情に即した対応について研究してまいりたいと考えております。

保健センター所長（依田さん） 私からは、イ、町民への対応についてのうち、そのほかのご質問について、順次お答えいたします。

気象庁の発表によりますと、今年の5月から7月までの平均気温は、昨年と比べ高くなることが予想されており、全国では5月末現在、既に30度を超える真夏日が22日間あり、県内でも

5日間（同日、「9日間」に訂正あり）観測されるなど、熱中症に対する取組は例年以上に必要な状況となっております。

熱中症は、暑い環境にいてことで体温が上昇し、重要な臓器が高温にさらされることにより、体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能が働かなくなることから起きる障害の総称であり、死に至るおそれもある危険な症状でもあります。

総務省消防庁の公表では、昨年5月から9月の熱中症による救急搬送人数は全国で10万510人であり、平成20年以降で最も多く、月ごとの搬送人数では6月が過去最多、9月が過去2番目に多い状況でありました。

また、昨年は非常に暑い日が長期間にわたって続いたことから、熱中症警戒情報の発表日数も過去最多の111日となりました。

初めに、熱中症警戒情報、熱中症特別警戒情報の暑さ指数（WBGT）についてのご質問にお答えいたします。

熱中症警戒情報は、危険な暑さが予想される場合に暑さへの気づきを促し、熱中症への警戒を呼びかけるもので、全国を58の地域に細分化し、前日17時または当日5時ごろの時点で暑さ指数が33以上の予測値となる場合、それぞれの時間に地域を示し発表されます。

この熱中症警戒情報に用いる暑さ指数とは、熱中症のなりやすさを表す指標で、気温、湿度、日射量の3つを組み合わせで計算され、熱中症リスクを総合的に評価したものとなっております。

また、熱中症特別警戒情報につきましては、6年4月から運用が開始されたもので、都道府県内全ての暑さ指数情報提供地点において、前日の10時ごろにおける翌日の暑さ指数の予測値が35以上になる場合に前日14時ごろ発表されるものでありますが、この2年間は全国において発表されていません。

次に、熱中症の予防強化についてのご質問にお答えいたします。

国では、熱中症による救急搬送人数や死亡者数が高い水準にあることから、毎年4月から9月まで熱中症予防強化キャンペーンを展開しており、このうち7月を熱中症予防強化月間と設定し、これらに合わせて本格的な熱中症予防の啓発・対策活動が実施されます。

厚生労働省においては、同期間を職場における熱中症予防対策期間とし、環境省と気象庁によります熱中症警戒情報・特別警戒情報は、4月22日から10月21日までの7か月間、情報提供を行い熱中症予防を効果的に促しています。

町では、本格的な暑さを迎える今の時期から徐々に体を暑さに慣らし、汗をかくような活動や生活を心がけていただきたく、暑熱順化による暑さに負けない体づくりを重点に、熱中症対策について子どもや高齢者、持病がある方についても注意していただけるよう、広報を5月号において早い段階からお知らせし、住民の意識づけにも取り組んでおります。

熱中症の予防対策においては、その危険性や日常生活でできることを具体的にお伝えすること

が重要であり、室内を適切な温度にすることや、小まめに水分や塩分摂取、野菜を多めに食べることなど、家庭でできる取組を大勢の方が集まる健診や教室等の機会を捉え、周知しているところであります。

今後におきましては、熱中症予防に関するリーフレットを町の公共施設に配置するほか、町のホームページにおいても状況に応じた熱中症対策について掲載するなど、関連サイトへの連携を行うとともに、広報誌の保健センターだよりにおいても熱中症に関する情報掲載を行い、住民の皆様には予防行動を心がけていただきたいと考えております。

次に、クールシェアスポットのご質問にお答えいたします。

クールシェアスポットは、各家庭で個別にエアコンを使用するのではなく、冷房の効いた公共施設等を皆さんで共有して利用いただく取組で、省エネルギーや節電対策、さらに熱中症予防として実施しているものであります。

町内における設置場所につきましては、冷房設備を有する公共施設として図書館、文化センター、老人福祉センター、B. I プラザ、坂本宿ふるさと歴史館、隣保館、ふれあいセンター、坂城テクノセンターを町民の皆様が気軽に利用できるクールシェアスポットと位置づけております。

また、現在、整備を進めております新複合施設におきましても、多くの町民の皆様が利用する施設となることから将来的にはクールシェアスポットとしてまいりたいと考えているところであります。

これらの施設の周知につきましては、町ホームページへの掲載を行うとともに、各施設において案内掲示を行っております。

町では、熱中症への注意喚起として、熱中症警戒情報の発出時にすぐメールでお知らせしておりますが、今後、熱中症特別警戒情報が発出された場合には、3月から運用を開始しました公式アプリさかきコネクトによる情報配信のほか、熱中症の危険度が高いことから、各家庭及び屋外で活動されている方にも周知できるよう、防災行政無線を活用してまいりたいと考えております。

すみません。先ほど気象庁の発表において、今年5月から7月までの平均気温は全国で5月末現在、既に30度を超える真夏日が22日あり県内でも5日間と申し上げましたが、9日間の間違いでございました。訂正をお願いいたします。

教育文化課長（細田さん） 私からは、口の小中学校の熱中症への対応について、お答えいたします。

初めに、昨年度の町内小中学校の熱中症の状況についてであります。グラウンドで運動中、吐き気、倦怠感といった熱中症と思われる症状を訴えた児童が1名おりましたが、この児童は保健室で休養したことで回復し、重度には至らなかったと報告を受けております。

次に、文部科学省からの熱中症事故防止のポイントですが、例年5月初旬に文部科学省とスポーツ庁の連名による通知、学校教育活動等における熱中症事故の防止についてが発出されております。

本年も5月8日付で通知され、これによりますと、今年の夏は全国的に気温が高いと予想され、教職員や部活動の指導者等で共通認識を図りながら、それほど気温の高くない時期から適切な措置を講ずることや、活動の場所や種類にかかわらず、暑さ指数に基づいて活動実施を判断すること等が必要であるとされております。

具体的な内容としましては、環境整備等として空調設備を適切に活用することや、空調設備の有無に合わせて活動内容を設定すること、また、熱中症の疑いのある症状が見られた場合の処置や救急要請を行う等の体制を整えることなどのほか、各種活動実施に関する判断については、実際に活動する場所における熱中症の危険度を暑さ指数等を活用して把握し、適切な熱中症予防を行うことなどが通知されております。

これらを踏まえ、町内の学校においては、授業や学校活動内容を判断する暑さ指数の基準を設けたり、環境面においては、体育館使用時における大型扇風機やスポットクーラーの使用、教室での窓開放や冷房使用のほか、定期的な水分補給の時間を設けるなどの対応をしているところであります。

最後に、避難所に指定されている体育館への冷暖房設備設置に向けた検討の進捗状況についてお答えいたします。

町立小中学校の体育館への冷暖房設備の設置につきましては、近年の夏季における猛暑から児童生徒の安全な教育環境を確保することはもとより、町民の方が利用する社会体育施設として、また、災害発生時において地域の皆様が避難される指定緊急避難所としての観点からも重要であると認識しているところであります。

全国の状況を見ましても、学校体育館への冷房機能のみを含めた空調設備の設置状況は、令和7年5月1日現在の国の調査によれば、22.7%と、前年同月より3.8%の増加ではあるものの、依然整備が進まない状況であり、国におきましても、冷暖房を兼ね備えた空調設備の設置について交付金を設けるなどの対応をしているところであります。

町におきましても、体育館への冷暖房設備は重要との認識ではありますが、導入にあたりましては、国の交付金の条件として断熱工事が必須となっていることから、断熱方法の検討や設置後のランニングコストも考慮した費用対効果などを慎重に検討する必要があると考えます。

今後におきましては、どのような冷暖房設備が最適かなども含め、町全体の事業計画を踏まえ、中で検討してまいりたいと考えております。

5番（宮入君） ただいまは、各項目について担当課長より丁寧な答弁をいただきました。

その中で、イの町民への対応についてのクールシェアスポットの設置箇所において、一丁目一

番地である町役場が含まれていないということに町民感覚から見ると若干の違和感を感じましたので、追加の検討を希望したいと思います。

また、口の小中学校の3、体育館への冷暖房設置における検討の進捗状況において、過去2度一般質問をさせていただき、今回、第6次長期総合計画、後期基本計画の実施計画書に織り込まれたことは、一歩前進したと捉え、自然災害等の緊急避難所でもあることから、今後は早期設置に向けた尽力を希望して、次の質問に移ります。

次の質問として、新複合施設について取り上げます。

新複合施設においては、関係する各種関係者、住民への説明会、そして建設委員会との打合せを3月17日に開催されました建設委員会をもって、皆さんのご意見を計画に反映させることで一つの区切りがついたかと思います。

また、4月1日の信濃毎日新聞は、坂城の新複合施設10月着工、2028年2月の本体完成を見込むとの見出しで、坂城町は保健センターや老人福祉センターを統合して建設する新複合施設について、整備スケジュールを固めた。内容として、2025年度内を想定していた実施設計は、2026年度にずれ込み、10月の着工、2028年2月の本体完成を見込む。同年4月から本体の一部を供用開始、道路の付け替えなどを含む全体では2026年2月の供用開始を目指している。

山村町長は、「少子高齢化に対応するための拠点にとどまらず、多様な世代が集い、コミュニティ活動や生きがいづくりの場となる施設にしたい」とコメントされております。

以上のことから、新複合施設建設に向けた内容について一般質問を行います。

2、新複合施設建設について。

イ、これまでの経過について。

1、建設委員会や住民説明会の実施状況は（年度単位）。

2、町民・利用者からの意見の反映は。

3、基金の積立ての推移は（年度単位と現在の積立額は）。

ロ、今後のスケジュールについて。

1、現在の実施設計の進捗は。

2、今後のスケジュールは（1期工事と2期工事の概要を含めて）。

3、町民に関心を持っていただくために、オープン前に内覧会（見学会）等を実施するお考えは。

以上の質問について、答弁をお願いします。

町長（山村君） ただいま宮入議員さんから新複合施設についてのご質問をいただきました。順次お答えいたします。

新複合施設の建設につきましては、当町における公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本

方針として、平成29年3月に策定しました坂城町公共施設等総合管理計画、令和2年3月に策定しました坂城町公共施設グランドデザインにおいて、老朽化が進む保健センターと老人福祉センターを複合施設として更新し、福祉・保健機能の強化を図るために計画したところであります。

また、令和3年3月に策定しました坂城町公共施設個別施設計画におきましては、福祉・保健機能に加え、図書館や子育て支援センター機能の付加によるサービスの充実と、幅広い世代のつながりや交流を創出する新たな施設として位置づけを行ったところであります。

さて、ご質問のイ、これまでの経過についてであります。新複合施設につきましては、令和5年度において施設が目指す方向性やコンセプトを明確にするとともに、施設の設計案を立案する上で踏まえるべき基本的な要件を示した坂城町新複合施設基本構想・基本計画を策定したところであります。

また、6年度には基本設計を完了し、現在、詳細な実施設計を進めているところであります。実施設計については、当初は7年度中の完成を予定しておりましたが、町民の皆様からいただいたご意見やご要望を反映するため、事業を繰越し、現在仕上げの段階に入っている状況であります。

次に、建設委員会や住民説明会の実施状況についてであります。建設委員会につきましては、令和5年度は4回、6年度は3回、7年度は2回開催しております。

また、住民説明会につきましては、建設委員会で協議・検討してきた経過を踏まえた基本設計の内容等を受けまして、6年度に1回開催し、7年度には、周辺住民・地権者を対象とした地元説明会を2回開催してまいりました。

続いて、町民、利用者からの意見の反映はについてのご質問であります。新複合施設につきましては、より利用しやすく親しまれる施設となるよう、基本構想・基本計画策定前の令和4年度に、建設委員会の前身となる保健・福祉等複合施設建設準備委員会を立ち上げ、施設のコンセプトづくりの段階からご意見をいただいていたところであります。

また、基本設計においては、設計業者から提案された平面図等の素案を基に、施設利用者の皆さんや関係各所の職員とワークショップ形式での意見交換を重ねながら設計を進め、ご意見を反映した案を基に、建設委員会においてさらに検討を加えてまいりました。

さらに、昨年度は大幅な変更が難しい実施設計の段階ではありましたが、地元説明会でのご要望を踏まえ、建設予定地東側道路の幅員の拡幅について、設計に反映したところであります。

次に、今後のスケジュールについて、まず現在の実施設計の進捗につきましては、昨今の物価高や中東情勢の影響による建築資材の高騰などを勘案しながら、最適な工法・部材等を最終的に検討し、今月末の完了を目指して、施設建設費に係る積算等を行っているところであります。

続いて、今後の工事スケジュールにつきましては、現在、実施設計の完了に合わせて、第1期工事の工事発注に向けた入札準備を進めているところであり、現在の予定といたしましては、

9月議会に本契約の議案を上程し、ご審議いただいた上で、本体工事に着手してまいりたいと考えております。

第1期工事については、今年度秋ごろから来年度にかけて建物本体の建築、電気・機械設備工事及び外構・植栽、開発工事、建物周辺の町道改良工事、太陽光・蓄電池整備工事等を実施する予定としているところであります。

第1期工事の竣工後に予定しております第2期工事につきましては、令和9年度に第1期の本体工事と並行して実施設計業務を行い、翌10年度に老人福祉センターの解体撤去工事、建物周辺の駐車場整備、町道の付け替え整備などの工事を予定しております。

最後に、ご提案のオープン前の内覧会等の実施につきましては、新複合施設は多くの町民の皆様からご意見をいただきながら整備を進めてきたところであり、完成後は幅広い世代の皆様にご利用いただきたいと考えております。

また、当町の公共施設の新築での整備としては、平成27年度に竣工しました南条小学校以来となり、昨今にはない大型の公共施設整備事業となります。工事期間中の見学会等は安全性を考慮すると難しい面もありますが、第1期工事竣工後、施設のオープン前については、建設に向けてお力添えいただいた関係者の方々をはじめ、多くの町民の皆様に施設を見ていただく機会を設けることができると考えております。

なお、基金の推移につきましては、この後、担当課長から答弁いたしますが、新複合施設につきましては、子どもから高齢者まで幅広い世代が利用し、平常時はもとより、災害時においても地域を支える重要な拠点となる施設であります。引き続き安全性や利便性の向上に努めながら、将来にわたり町民の皆様に親しまれるウェルビーイング具現化をする施設となるよう整備を進めてまいります。

企画政策課長（長崎さん） 私からは、基金積立ての推移についてお答えいたします。

坂城町保健福祉等複合施設整備基金につきましては、保健福祉等複合施設の整備を図り、その施設整備に要する費用の財源に充てるため、令和3年3月議会において、坂城町積立基金条例の一部を改正し、新たな特定目的基金として設置したものでございます。

基金の積立額の推移につきましては、令和2年度は7,500万円、令和3年度は1億9,022万5千円、令和4年度は3億5,685万5千円、令和5年度は2億1,200万1千円、令和6年度は7億4,328万8千円、令和7年度は6億136万4千円を積み立て、令和2年度から令和7年度までの基金積立総額は、21億7,873万3千円でございます。

一方、令和7年度には、新複合施設整備事業の実施設計に係る費用に充てるため、基金から8,250万円を繰り入れ、7年度末の基金残高は20億9,623万3千円でございます。

さらに、令和8年度は、新複合施設整備事業第1期工事に係る費用に充てるため、基金から5億9,810万5千円を繰り入れる予定としているところでございます。

今後につきましても、国からの交付金や有利な地方債を活用するとともに、本基金を財源の一つとして、新複合施設整備事業を進めてまいります。

5 番（宮入君） ただいまは、各項目について町長、担当課長より丁寧な答弁をいただきました。

先日、議会の社会文教常任委員会で、坂城中学校を訪問する機会をいただきました。その中で、最も圧倒されたことは、建物内において多くの木材が使用されており、壮大感とぬくもり感を強く感じました。これまで、幾つかの県内外の施設を見る機会が多々ありましたが、今回の坂城中学校は、抜きに出ていると感じました。今回の新複合施設建設においても、可能な限り長野県材を用いた対応の検討を希望いたします。

また、先ほどの山村町長のコメントをこれから成し遂げる施策が、これからの課題とされと思いますが、職員の手腕に期待するところです。

最後になりますが、中東情勢の不安定を踏まえた原材料等の高騰による建設費用への影響も大変気になるところであります。町民が誇りに思う施設の建設であることを願って、私の一般質問を終わります。

議長（中嶋君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日 10 日は午前 9 時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 午前 11 時 31 分）

